

令和4年度計量法特定計量器の試買調査結果概要

令和6年3月
経済産業省
計量行政室

1. 調査の目的

計量法（平成4年法律第51号）では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造及び器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めています。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印（検定証印）が表示されている必要がありますが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者になることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、製造した計量器に検定証印の代わりに基準適合証印¹を表示することができます。

また、一般消費者の生活の用に供される特定計量器のうち、体温計、血圧計については、検定証印等のないものの譲渡等が制限されており、体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク²を表示して販売しなければなりません。

今般、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器（国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品）について基準適合状況を確認するために、国内市場で流通している特定計量器を無作為に購入し、検査機関での検査を行っております。

試買調査において不適合の疑いが確認された製品については、その内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して計量行政室から説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導をしております。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係活動を促進するために行うものです。

¹ 基準適合証印



² 家庭用特定計量器基準適合表示（いわゆる丸正マーク）



2. 令和4年度の調査内容

(1) 対象特定計量器

次の特定計量器及び家庭用特定計量器について小売店、インターネット、通信販売又は電話注文にて1型式につき3台を無作為に購入し、調査しました。

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
抵抗体温計	国内外指定製造事業者	8型式
アネロイド型血圧計	国内製造事業者又は輸入事業所	20型式
家庭用特定計量器		
一般用及び乳児用体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	15型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	12型式

(2) 調査項目

【抵抗体温計】

① 性能基準

- ・技術基準である特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。）の検定の合否判定基準である検定公差への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差³等への適合状況。

② 表示基準

- ・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。
- ・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

【アネロイド型血圧計】

① 性能基準

- －（表示基準への適合のみ調査）

② 表示基準

- ・計量法第57条第1項に基づく検定証印の有無。
- ・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

【一般用及び乳児用体重計・調理用はかり】

① 性能基準

- ・技術基準である計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。）の器差への適合状況。
- ・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

② 表示基準

- ・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。
- ・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示への適合状況。

³使用公差：計量器の使用中に許容される器差の許容差。

3. 試買調査結果の概要

【抵抗体温計・アネロイド型血圧計】

抵抗体温計 8 型式及びアネロイド型血圧計 20 型式において、アネロイド型圧力計は、20 型式中、表示基準は 2 型式について、不適合の疑いが確認されました。

特定計量器	調査 型式数	性能基準不適合の疑いがある 型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定 合否判定基準	使用中検査 合否判定基準	
抵抗体温計	8 (24 台)	0 (0 台)	0 (0 台)	0 (0 台)
アネロイド型血圧計	20 (58 台)	-	-	2 (6 台)

【一般用及び乳児用体重計・調理用はかり】

一般用及び乳児用体重計は、15 型式中、表示基準は 7 型式、性能及び表示基準は 5 型式について、不適合の疑いが確認されました。

調理用はかりは、12 型式中、性能基準は 1 型式、表示基準は 7 型式、性能及び表示基準は 1 型式について、不適合の疑いが確認されました。

家庭用 特定計量器	調査 型式数	性能基準不適合の 疑いのある型式数	表示基準不適合の 疑いのある型式数	性能及び表示基準 ともに不適合の 疑いのある型式数
一般用及び乳 児用体重計	15 (45 台)	0 (0 台)	7 (21 台)	5 (12 台)
調理用はかり	12 (36 台)	1 (2 台)	7 (21 台)	1 (3 台)

(参考) 詳細な調査結果については、別の報告書で参照できます。

4. 過去の調査結果との比較

【抵抗体温計】

過去に調査していない事業者及び型式を優先して調査することにしており、今回の調査は、8 型式 24 台（1 型式 3 台）の調査を行った。

（性能）

前回と同様に検定公差等の性能試験において不適合となる製品は確認されなかった。

調査 年度	型式数	性能基準不適合の疑い			表示基準不適合の疑 いのある型式数
		検定合否判定基準		使用中検査合否 判定基準型式数	
		型式数	割合		
R1	10 (30 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R3	10 (30 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R4	8 (24 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)

【アネロイド型血圧計】

過去に調査していない事業者及び型式を優先して調査することにしており、今回の調査は、20 型式 58 台（1 型式 3 台）の調査を行った。

（性能）

過去 2 回と比較して表示基準不適合の疑いが 2 型式確認された計量法の知見について謝った解釈をされたことが不適合の要因である。

調査 年度	型式数	性能基準不適合の疑い			表示基準不適合の疑 いのある型式数
		検定合否判定基準		使用中検査合否 判定基準型式数	
		型式数	割合		
R1	10 (30 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R3	10 (30 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R4	20 (58 台)	—	—	—	2 (6 台)

【一般用及び乳児用体重計】

過去に調査していない事業者及び型式を優先して調査することにしており、今回の調査は、昨年度と同数の 15 型式を調査対象とした。

(性能)

過去数回と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに不適となる製品は確認されなかった。

(表示)

過去数回と比較して、不適合の疑いがある型式数及び台数ともに割合は減少した。ただし、web 販売の普及から計量法及び技術基準等の知見がない者でも販売が安易に行えていることが原因と推測できる。

調査 年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
R1	15 (45 台)	2 (2 台)	13.3% (4.4%)	11 (33 台)	73.3% (73.3%)
R2	15 (45 台)	6 (11 台)	40.0% (24.4%)	10 (30 台)	66.7% (66.7%)
R3	15 (45 台)	3 (4 台)	20.0% (8.9%)	12 (36 台)	80.0% (80.0%)
R4	15 (45 台)	0 (0 台)	0% (0%)	7 (21 台)	46.7% (46.7%)

【調理用はかり】

過去に調査していない事業者及び型式を優先して調査することにしており、今回の調査は、12 型式を調査対象とした。

(性能)

過去数回と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに減少傾向である。

(表示)

過去数回と比較して、不適合の疑いがある型式数は増加や減少など変化はなかった。ただし、web 販売の普及から計量法及び技術基準等の知見がない者でも販売が安易に行えていることが原因と推測できる。

調査 年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
R1	15 (45 台)	2 (5 台)	13.3% (11.1%)	10 (30 台)	66.7% (66.7%)
R2	10 (30 台)	3 (6 台)	30.0% (20.0%)	6 (16 台)	60.0% (53.3%)
R3	15 (45 台)	1 (1 台)	6.7% (2.2%)	11 (33 台)	73.3% (73.3%)
R4	12 (36 台)	1 (2 台)	8.3% (5.6%)	7 (21 台)	58.3% (58.3%)

5. 不適合の疑いが確認された事業者に対する対応

今回の試買調査で不適合の疑いが確認された計量器については、製造事業者、輸入事業者等に対して計量行政室からその内容を説明し、是正のための改善指導等を行っております。指導を行った事業者からは、不適合が疑われた原因の調査、その調査結果に基づく検査方法、検査体制等の是正・改善措置の実施状況の報告を受けております。また、今後、製造又は輸入を行うことを予定している場合には、事業者が提出した是正・改善措置にのっとり、同様の措置を講じた上で、製造又は輸入を実施するよう指導をしております。

今後も引き続き、同様の試買調査を継続し、必要な場合には適正計量の実施の確保に向けた計量法に基づく指導監督を実施する予定です。